

## 令和6年（2024年）第5回可児市議会定例会提出議案説明書（中日追加）

## 議案第84号 令和6年度可児市一般会計補正予算（第5号）について

## 議案第85号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## (1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間0.05月分引き上げることに伴い、市議会議員の期末手当の支給率を年間0.1月分引き上げるもの。

## (2) 改正内容

【第4条第2項】期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		2.25	2.25	4.5
改定後	令和6年度（第1条関係）	2.25	<u>2.35</u>	<u>4.6</u>
	令和7年度以後（第2条関係）	<u>2.3</u>	<u>2.3</u>	4.6

## (3) 施行日／公布の日（第1条による改正後の規定は、令和6年12月1日から適用する。）

第2条の規定は、令和7年4月1日

## 議案第86号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## (1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間0.05月分引き上げることに伴い、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を年間0.1月分引き上げるもの。

## (2) 改正内容

【第5条第2項】期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		2.25	2.25	4.5
改定後	令和6年度（第1条関係）	2.25	<u>2.35</u>	<u>4.6</u>
	令和7年度以後（第2条関係）	<u>2.3</u>	<u>2.3</u>	4.6

## (3) 施行日／公布の日（第1条による改正後の規定は、令和6年12月1日から適用する。）

第2条の規定は、令和7年4月1日

議案第87号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定に準じて、一般職職員の初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び給料表を改定するもの。

(2) 改正内容

① 初任給調整手当の月額を改定するもの（第1条関係）

【第10条第1項第1号】医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職に採用された職員に対する初任給調整手当の月額を引き上げる。

② 期末手当及び勤勉手当の支給率を改定するもの（第1条、第3条関係）

【第21条第2項、第3項、第22条第2項第1号、第2号】一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給率を引き上げる。

<定年前再任用短時間勤務職員以外の職員>

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		期末手当	1.225 (1.025)	1.225 (1.025) 2.45 (2.05)
		勤勉手当	1.025 (1.225)	1.025 (1.225) 2.05 (2.45)
改定後	令和6年度 (第1条関係)	期末手当	1.225 (1.025)	<u>1.275</u> ( <u>1.075</u> ) <u>2.5</u> ( <u>2.1</u> )
		勤勉手当	1.025 (1.225)	<u>1.075</u> ( <u>1.275</u> ) <u>2.1</u> ( <u>2.5</u> )
	令和7年度以後 (第3条関係)	期末手当	<u>1.25</u> ( <u>1.05</u> )	<u>1.25</u> ( <u>1.05</u> ) 2.5 (2.1)
		勤勉手当	<u>1.05</u> ( <u>1.25</u> )	<u>1.05</u> ( <u>1.25</u> ) 2.1 (2.5)

( ) 内は特定管理職員

<定年前再任用短時間勤務職員>

単位：月

		6月	12月	年計
改定前		期末手当	0.6875 (0.5875)	0.6875 (0.5875) 1.375 (1.175)
		勤勉手当	0.4875 (0.5875)	0.4875 (0.5875) 0.975 (1.175)
改定後	令和6年度 (第1条関係)	期末手当	0.6875 (0.5875)	<u>0.7125</u> ( <u>0.6125</u> ) <u>1.4</u> ( <u>1.2</u> )
		勤勉手当	0.4875 (0.5875)	<u>0.5125</u> ( <u>0.6125</u> ) <u>1.0</u> ( <u>1.2</u> )
	令和7年度以後 (第3条関係)	期末手当	<u>0.7</u> ( <u>0.6</u> )	<u>0.7</u> ( <u>0.6</u> ) 1.4 (1.2)
		勤勉手当	<u>0.5</u> ( <u>0.6</u> )	<u>0.5</u> ( <u>0.6</u> ) 1.0 (1.2)

( ) 内は特定管理職員

③ 給料表を改定するもの（第2条関係）

【別表第1～別表第3】若年層に重点を置き、全ての職員を対象に給料月額を引き上げる。

(3) 施行日／公布の日（第1条及び第2条による改正後の規定は、令和6年4月1日から適用する。）

第3条の規定は、令和7年4月1日

---

○提出議案数／予算1 条例3 合計4

○追加後提出議案数／予算2 条例4 契約1 その他2 合計9